

建設委員会情報連絡

令和5年9月28日

情報連絡件名	頁
(1) 都立公園に関する要望書の提出について	2
(2) 羽田空港新飛行経路における騒音測定の実施について	4
(3) 足立区景観計画に基づく「足立・まちの風景資産」の募集について	9
(4) 公益信託あだちまちづくりトラスト助成金の申請受付開始について	12
(5) 密集市街地における防災まちづくりの取組み状況について	13

【参考】

《総合交通対策調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、総合交通対策調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

- (1) 花畑周辺地域におけるバスの試験運行について
- (2) (仮称) 足立区バス利用促進機器等導入費補助金について
- (3) はるかぜ車両購入補助予定台数の変更について
- (4) 足立区自転車活用推進計画策定に向けた取組状況について
- (5) 竹ノ塚駅西口公共駐車場の指定管理者業務評価結果について
- (6) 足立区の交通事故概要及び「第11次足立区交通安全計画」の進捗状況について

(都市建設部)

建設委員会情報連絡

令和5年9月28日

件名	都立公園に関する要望書の提出について
所管部課名	都市建設部都市建設課 事業調整担当課
内容	<p>足立区内にある都立公園に関する要望書について、東京都東部公園緑地事務所長に提出したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 要望書について 別紙のとおり P 3 参照</p> <p>2 要望内容</p> <p>(1) 東綾瀬公園 ア 人と犬とが快適に共存するためのドッグランの新規設置</p> <p>(2) 舎人公園 ア 都民の健康づくりを進めるための陸上競技場の利活用の促進対策</p> <p>① 一般個人利用日の増加 ② 区委託の「総合型地域クラブ」を減免対象に追加 ③ 夜間利用率向上のため夜間照明料金の減額 ④ 毎月の芝生フィールド利用日の増加 ⑤ アメリカンフットボールの芝生フィールド利用を可能に</p> <p>イ 東京2020大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続するためのアーバンスポーツ施設等の設置</p> <p>3 提出日 令和5年8月22日(火)</p>

5 足都都発第 1 8 8 0 号
令和 5 年 8 月 2 2 日

東京都建設局
東部公園緑地事務所長
大道 和彦 様

足立区都市建設部長
真鍋 兼

足立区内にある都立公園に関する要望書

日頃より、足立区政に格別のご理解ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

現在、都立公園は、都民にやすらぎ・レクリエーションの場を提供し、都市に季節感などの潤いや風格を与えるだけでなく、地球温暖化対策ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息地の保全などによる都市環境の改善に加えて、発災時の救援部隊の活動拠点や避難場所になるなど、防災空間の確保による安心・安全な都民生活の実現などに重要な役割を果たし、成熟都市東京にとって必要不可欠な存在となっております。

足立区内には、東綾瀬公園、舎人公園、中川公園といった多くの区民が利用する憩いや魅力のある都立公園があります。

より区民の公園利用者が増えることで、地域の活性化及び満足度の向上に繋がるものと考えておりますので、下記のとおり要望いたします。

記

1 要望内容

(1) 東綾瀬公園

ア 人と犬とが快適に共存できるためのドッグランの新規設置

(2) 舎人公園

ア 都民の健康づくりを進めるための陸上競技場の利活用の促進対策

- ① 一般個人利用日の増加
- ② 区委託の「総合型地域クラブ」を減免対象に追加
- ③ 夜間利用率向上のため夜間照明料金の減額
- ④ 毎月の芝生フィールド利用日の増加
- ⑤ アメリカンフットボールの芝生フィールド利用を可能に

イ 東京 2020 大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続するためのアーバンスポーツ施設等の設置

建設委員会情報連絡

令和5年9月28日

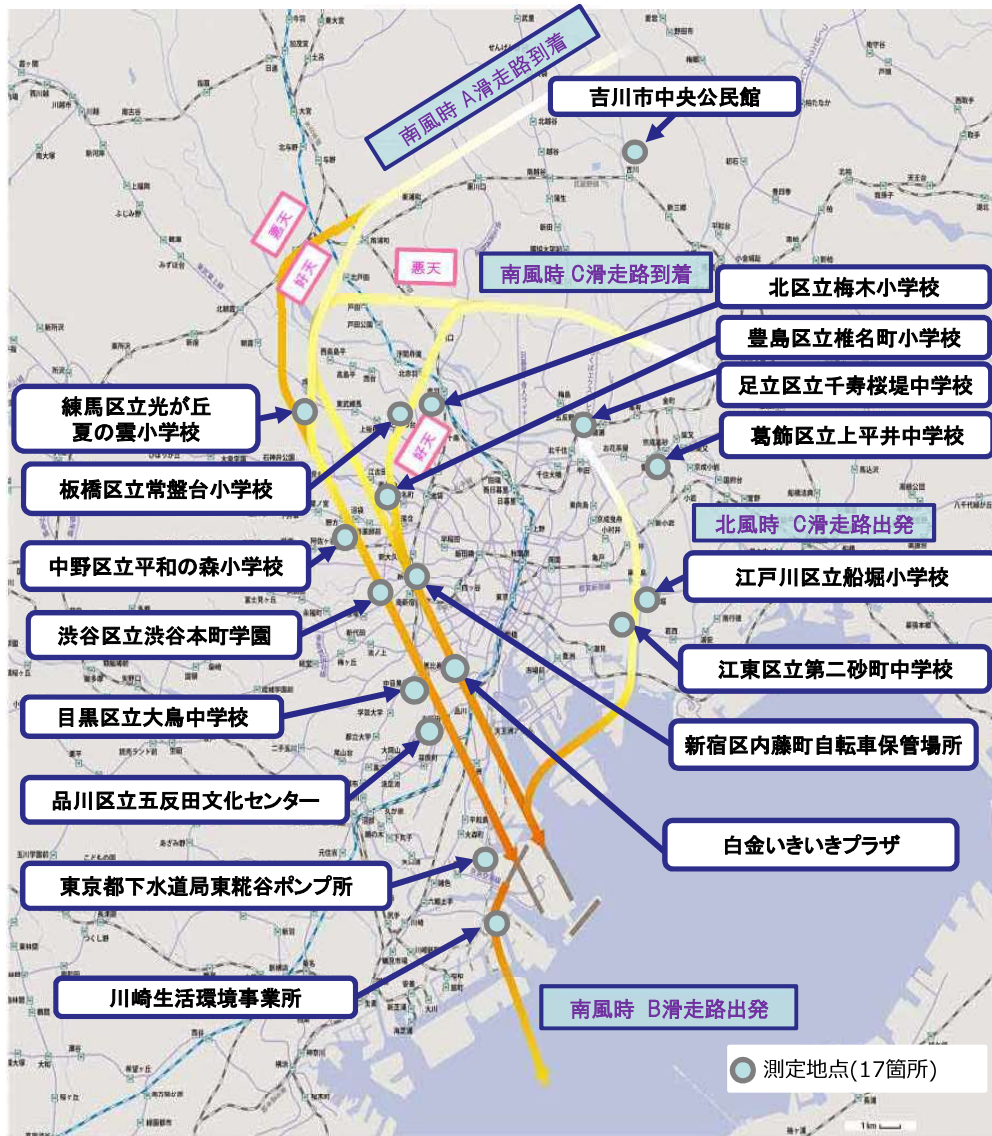
件名	羽田空港新飛行経路における騒音測定の実施について
所管部課名	都市建設部都市建設課 事業調整担当課 環境部生活環境保全課
内容	<p>昨年度に引き続き、羽田空港新飛行経路に係る航空機騒音測定を千寿桜堤中学校で実施することについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 今年度の騒音測定の実施について</p> <p>(1) 測定期間 ア 夏季分 令和5年8月1日～7日（別紙1参照 P6） イ 冬季分 令和5年12月頃を予定</p> <p>(2) 測定地 千寿桜堤中学校（柳原二丁目49番1号）※ 昨年度と同じ</p> <p>(3) 実施機関 国土交通省東京航空局</p> <p>(4) 評価方法 航空機騒音を、音の大きさ・継続時間など1日の等価騒音レベル Lden という指標（単位：デシベル）により評価する。 ※ 東京都の環境基準値（住宅地）は57デシベル以下であり、57デシベルは、商店街での自転車ブレーキ音と同程度の環境騒音。</p> <p>2 昨年度の騒音測定結果について</p> <p>(1) 測定結果（別紙2、3参照 P7～8） ア 夏季分 令和4年8月24日～30日 平均36.0デシベル イ 冬季分 令和4年12月13日～12月21日 平均40.1デシベル</p> <p>(2) 測定地 千寿桜堤中学校（柳原二丁目49番1号）</p> <p>(3) 測定結果を踏まえた区内の状況 夏季・冬季とも環境基準を下回る結果となった。また、測定地は北風時のルート上に位置し、冬季に通過する便数が増えるため、冬季の方がやや高い数値となった。</p>

3 今後の対応について

羽田空港の国内線総発着便数はコロナ禍前と同水準となり、国際線も回復傾向にあるため、足立区の上空を通過する航空機も増えている。引き続き国や都と情報を共有し、区民への丁寧な情報提供を行っていく。

航空機騒音の短期的な測定の実施について

羽田新ルートに係る航空機騒音について、騒音発生状況のきめ細かな把握や丁寧な情報提供のため、昨年度に引き続き短期的な騒音測定を実施します。



- 左図の地点(東京都 15 箇所、神奈川県 1 箇所、埼玉県 1 箇所)で8月1日から1週間にわたって測定します。

※測定地点は、国や自治体が設置している固定騒音測定局の配置等を勘案して選定しています。

※冬季において更に1週間の測定を実施する予定です。

- 測定結果については、後日、ホームページで公表します。

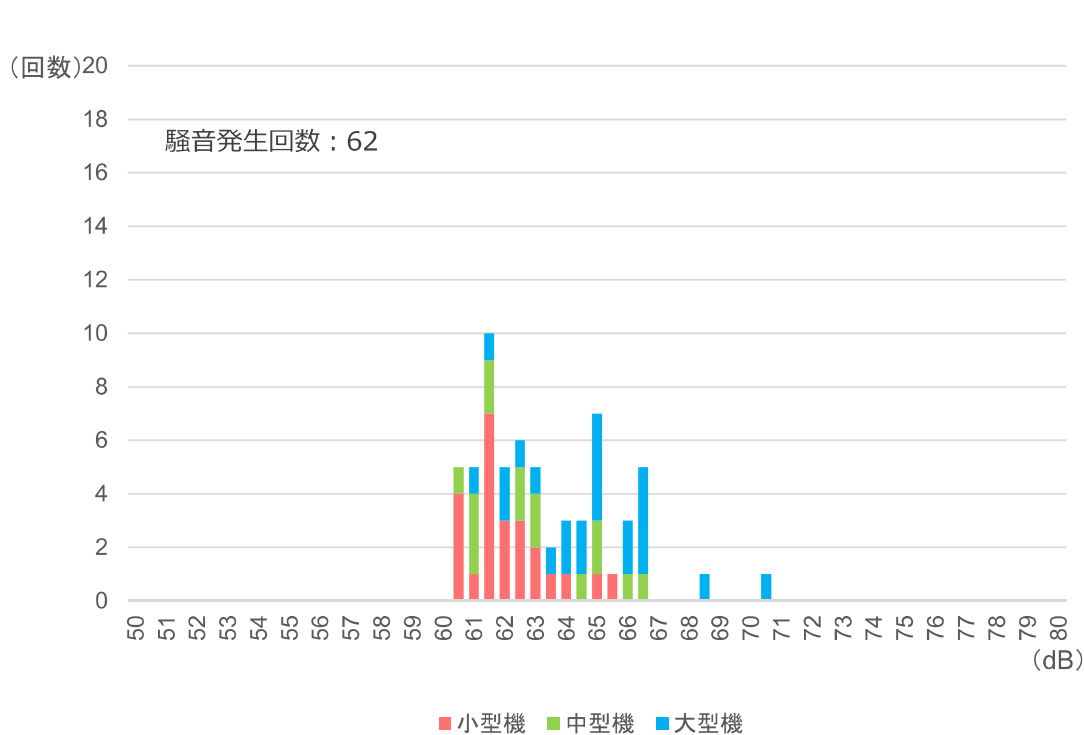
(注) 測定施設へのお問い合わせはご遠慮ください。

【短期測定結果(2022年8月)】足立区立千寿桜堤中学校

- 飛行経路と測定地点の位置関係等
 - ・C滑走路北向き離陸機の音を測定

○実測値の分布

実測値（各航空機が通過したときに発生した騒音の最大値）
ごとにその発生回数をお示しすると、以下のとおり。



単位: dB

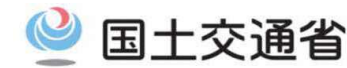
	実測値の平均
大型機	65.5
中型機	63.6
小型機	62.6
全体	64.1

Lden ※1	8/24	8/25	8/26	8/28	8/29	8/30	平均
	38.0	35.1	38.5	34.4	36.2	36.5	36.0

※1 航空機騒音を音の大きさ、継続時間、発生した時間帯の3要素で評価する指標

※2 実測値及びLdenの算出に当たっては、新飛行経路を飛行した航空機の騒音以外の音は除いている

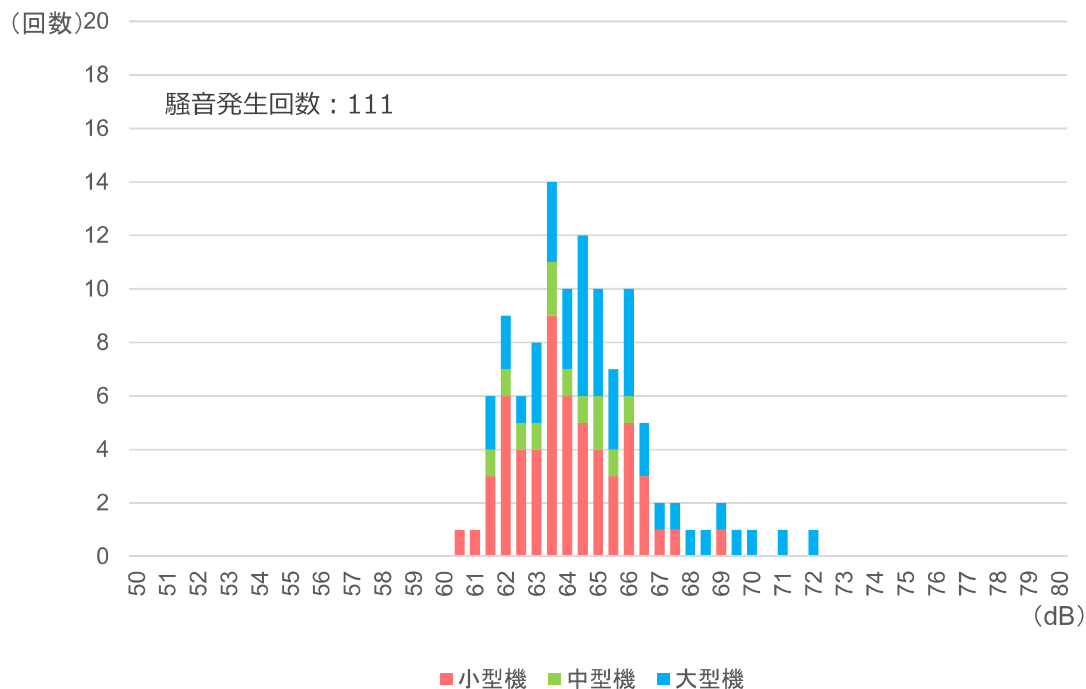
【短期測定結果(2022年12月)】足立区立千寿桜堤中学校



- 飛行経路と測定地点の位置関係等
 - ・C滑走路北向き離陸機の音を測定

○実測値の分布

実測値（各航空機が通過したときに発生した騒音の最大値）
ごとにその発生回数をお示しすると、以下のとおり。



単位: dB

	実測値の平均
大型機	66.3
中型機	64.3
小型機	64.5
全体	65.3

Lden ※2	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	12/20	12/21	平均
	43.0	32.4	42.0	35.3	41.6	38.8	39.6	40.1

※2 航空機騒音を音の大きさ、継続時間、発生した時間帯の3要素で評価する指標

※2 実測値及びLdenの算出に当たっては、新飛行経路を飛行した航空機の騒音以外の音は除いている

建設委員会情報連絡

令和5年9月28日

件名	足立区景観計画に基づく「足立・まちの風景資産」の募集について								
所管部課名	都市建設部都市建設課								
内容	<p>第二次足立区景観計画（令和3年1月策定）に基づき、「足立・まちの風景資産」の募集を実施するので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 概要</p> <p>「足立らしい」「守り育てたい」「後世に伝えたい」をテーマとする風景を区内外から広く募集し、その中から「足立・まちの風景資産」として選定・周知していく。</p> <p>2 募集要項</p> <table border="1" data-bbox="435 987 1369 1480"> <tr> <td data-bbox="435 987 703 1182">対象とする風景</td> <td data-bbox="703 987 1369 1182">(1) 印象的な建築物や樹木等がある風景 (2) 自然や街並みの風景 (3) 人が活動している風景 (4) 季節が感じられる風景 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1182 703 1279">募集期間</td> <td data-bbox="703 1182 1369 1279">令和5年10月2日（月）から 令和6年6月28日（金）まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1279 703 1330">応募できる方</td> <td data-bbox="703 1279 1369 1330">足立区民に限らず、どなたでも応募可</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1330 703 1480">応募方法</td> <td data-bbox="703 1330 1369 1480">(1) 区ホームページ上の応募フォームから (2) 応募用紙を区窓口まで持参又は郵送 ※ いずれも風景の写真と地図を添付</td> </tr> </table> <p>3 周知方法</p> <p>(1) あだち広報（令和5年10月10日号） (2) 区ホームページ、SNS (3) ポスター掲示 本庁舎、区民事務所、住区センター、図書館ほか (4) チラシ（別紙参照 P10～11）配布 本庁舎、区民事務所、住区センター、図書館、駅情報スタンドほか</p> <p>4 今後の方針</p> <p>募集期間中に、足立区の魅力ある風景を探す機会として「まち歩き・ワークショップ」を実施していく。</p>	対象とする風景	(1) 印象的な建築物や樹木等がある風景 (2) 自然や街並みの風景 (3) 人が活動している風景 (4) 季節が感じられる風景 等	募集期間	令和5年10月2日（月）から 令和6年6月28日（金）まで	応募できる方	足立区民に限らず、どなたでも応募可	応募方法	(1) 区ホームページ上の応募フォームから (2) 応募用紙を区窓口まで持参又は郵送 ※ いずれも風景の写真と地図を添付
対象とする風景	(1) 印象的な建築物や樹木等がある風景 (2) 自然や街並みの風景 (3) 人が活動している風景 (4) 季節が感じられる風景 等								
募集期間	令和5年10月2日（月）から 令和6年6月28日（金）まで								
応募できる方	足立区民に限らず、どなたでも応募可								
応募方法	(1) 区ホームページ上の応募フォームから (2) 応募用紙を区窓口まで持参又は郵送 ※ いずれも風景の写真と地図を添付								

別紙

あなたの、お気に入りの
足立の風景を教えてください

風景
写真

募集

集中

中



応募いただいた風景の中から「足立まちなかの風景資産」を選定。
区内外に広くPRしていきます。未来に残したい、ずっと大切にしたい
足立の風景をみんなで探し、大切に守り育てていきましょう。

募集期間

2023 10/2 月 — 2024 6/28 金

応募対象

足立区の自然や街並みの風景・人が活動している風景等（写真は3年以内のもの）

応募方法

応募フォーム、または持参・郵送（写真と地図を添付）

選定までの流れ



写真撮影



応募



審査



「足立まちなかの風景資産」
として選定・発表



知ると分かる。
すると変わる。

SDGs MODEL ADACHI

詳しくは裏面へ

応募用紙

風景のタイトル	例：〇〇から見た〇〇、夕暮れの〇〇、〇〇のにぎわいの風景 など			
その風景を撮影した場所	住所や場所の名前など、場所が特定できるように記載 又は 地図等に示したものを添付			
応募する理由	【風景のテーマ】当てはまる項目すべての <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。 <input type="checkbox"/> 足立らしい風景 <input type="checkbox"/> 守り育てたい風景 <input type="checkbox"/> 後世に伝えたい誇りに思う風景 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	自由記入欄 (風景の説明や風景に関する思い出、エピソード等)			
撮影した時期	令和 年 月 午前・午後 時 ころ			
応募者情報 <small>※これらの個人情報は、 当事業のみで使用します。 ※お名前以外の個人情報は、 公開いたしません。</small>	ふりがな	お名前の公開について <input type="checkbox"/> 可 (<input type="checkbox"/> 本名 <input type="checkbox"/> ニックネーム _____) <input type="checkbox"/> 不可 <small>※イニシャルも可</small>		
	お名前			
	電話番号	年齢	<input type="checkbox"/> ~10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代~	
	メールアドレス	足立区の風景に関するお知らせ <input type="checkbox"/> 希望しない ※頻度：1,2か月に1回程度		
	住所	<input type="checkbox"/> 足立区 <input type="checkbox"/> その他	風景に関する活動団体 (入っていれば)	
添付するもの	① 今回応募する風景の写真 (応募フォームの場合：最大8MB×5枚まで) (郵送又は持参の場合：サイズ不問、5枚まで)			
	② 撮影した場所、眺めた方向を「・」や「ㄋ」で示した地図等 ※ただし、上記「風景を撮影した場所」を具体的に記載してあれば添付不要			
【応募写真についての注意事項】 <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて風景のタイトルが変更になる場合があります。 応募写真の著作権は撮影者に帰属しますが、足立区が発行する刊行物や足立区のホームページ、SNSなどに無償で利用させていただくことがあります。 写真等の返却は出来かねます。 公開や「足立まちの風景資産」選定の際の風景写真は、事務局で再度撮影したものを使用することがあります。 <small>※上記すべての事項について<input type="checkbox"/>了承します。(応募には<input type="checkbox"/>に<input checked="" type="checkbox"/>記入が必須)</small>				

1 対象とする風景

- ・ 印象的な建築物や樹木等がある風景
- ・ 自然や街並みの風景
- ・ 人が活動している風景
- ・ 季節が感じられる風景 等

2 風景や写真撮影の要件

- ・ 足立区の風景であること
- ・ 写真撮影は、区外からでも可
- ・ 対象の写真は、区内が入っていれば区外が入っていても可
- ・ 誰でも立ち入れる場所から見た風景であること
- ・ おおむね3年以内に撮影した写真であること
- ・ 人の顔が写っているなどして個人が特定される写真は不可
- ・ 第三者の著作権を侵害しない写真であること

3 応募期間

令和5年10月2日～令和6年6月28日

4 応募できる方

足立区民に限らず、どなたでも応募可

5 応募方法

- ・ 1回の応募で風景は1つだけ
- ・ 何回応募しても可
- ・ 足立区ホームページ上の応募フォームから、又は本応募用紙に写真と地図を添付の上で窓口まで持参又は郵送

【ホームページ】




【窓口】

足立区役所 北館4階
都市建設部 都市建設課 景観計画係
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
電話 03-3880-5738

建設委員会情報連絡

令和5年9月28日

件名	公益信託あだちまちづくりトラスト助成金の申請受付開始について
所管部課名	都市建設部まちづくり課
内容	<p>寄付金を原資とし、区民の自主的なまちづくり活動を支援する「公益信託あだちまちづくりトラスト」について、以下のとおり事前相談・申請受付を開始するので報告する。</p> <p>1 事前相談・受付等</p> <p>(1) 事前相談 令和5年10月20日(金)～令和5年11月20日(月) ※ まちづくり課で事前相談を実施中</p> <p>(2) 受付 令和5年11月20日(月)～令和5年12月20日(水) ※ 三菱UFJ信託銀行株式会社へ郵送にて申請書類を提出</p> <p>(3) 審査 令和6年2月</p> <p>(4) 事業期間 令和6年4月～令和7年3月</p> <p>2 助成団体及び助成金制度の概要</p> <p>(1) 助成団体</p> <p>ア 令和5年度第1回(活動対象期間 令和5年4月～令和6年3月) 3団体</p> <p>イ 令和5年度第2回(活動対象期間 令和5年9月～令和6年8月) 9団体</p> <p>(2) 助成金制度の概要 創意工夫による自主的なまちづくり活動を行う個人又は団体に対して助成支援を行う。活動のテーマに応じ、5つのコースで募集する。 <参考>公益信託あだちまちづくりトラストホームページ https://adachi-trust.jp/</p>  <p>3 今後の方針 募集開始については、区ホームページ、あだち広報、チラシ等により情報発信を行う。</p>

建設委員会情報連絡

令和5年9月28日

件名	密集市街地における防災まちづくりの取組み状況について
所管部課名	建築室建築防災課
内 容	<p>密集市街地における防災まちづくりの取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 千住西地区まちづくり協議会（第16回）の開催結果について</p> <p>(1) 開催日時 令和5年8月23日（水）午後7時～午後8時</p> <p>(2) 会 場 千住柳町住区センター 第1・第2集会室</p> <p>(3) 参加者 千住西地区まちづくり協議会員 14名</p> <p>(4) 主な内容</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 前協議会以降のまちづくりの進捗状況について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 次年度整備のプチテラス名のアンケートについて</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ その他、区の事業についての案内</p> <p>(5) 主な質疑</p> <p style="padding-left: 20px;">Q1：プチテラスの名前アンケートの回収はどのように行うのか。</p> <p style="padding-left: 20px;">A1：返信用封筒を同封する。また、アンケート用紙に掲載したQRコードでホームページからも回答できるようにする。</p> <p style="padding-left: 20px;">Q2：プチテラスの維持・管理は誰が行うのか。</p> <p style="padding-left: 20px;">A2：原則、区で行うが、地元で日常管理をしてもらえるのであれば、お願いしたい。</p> <p style="padding-left: 20px;">Q3：プチテラスにゴミ箱は置かないのか。</p> <p style="padding-left: 20px;">A3：家庭ごみの不法投棄につながるため、置かないこととする。</p> <p>2 柳原防災まちづくりについて</p> <p>(1) 千寿桜堤中学校の生徒との意見交換会の結果</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 目 的 柳原地区のまちづくりに関して、将来を担う若い世代の意見を聴き、今後の取組みの参考にするとともに、まちづくりへの関心を寄せていただく。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 開催日時 令和5年8月28日（月）午前10時～午前11時</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 会 場 千寿桜堤中学校</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 参加者 柳原在住の生徒7名及び柳原防災まちづくり勉強会の会員10名</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 開催概要 3グループに分かれ、柳原地区の防災上の課題や対策などについて議論し、成果を発表した。</p>

	<p>カ 主な意見</p> <p>(ア) 暗い道がある、道路が狭い、燃えやすい建物が多いなど、日常や災害時に不安な点がある。</p> <p>(イ) 街路灯や緑を増やすなどして、安全・安心なまちにしたい。</p> <p>(ウ) 日頃からさまざまな世代が集まれる場所があると良い。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>令和6年度の密集事業導入に向けて、上記の取組みのほか、柳原地区全域を対象とした説明会を開催するなど、事業周知により理解が得られるよう努めていく。</p> <p>なお、勉強会員との協議を経て、今年度中に勉強会から協議会への移行を目指していく。</p>
--	---